

看護部

実習・研修オリエンテーション



兵庫県立はりま姫路総合医療センター

看護部臨地実習委員会

目次

I. はじめに	3
II. 病院の概要	3
III. 看護部の紹介	4
IV. 倫理的配慮	5
V. 医療安全	5
VI. 感染対策	7
VII. 実習・研修中の注意事項	8
VIII. その他	8

I. はじめに

人間性豊かな医療人を育成し、播磨地域の医療に貢献するという当院の基本方針のもと、看護部では実習・研修を積極的に受け入れています。実習・研修に参加される皆様は、以下の内容をご理解いただき、ご協力をよろしくお願い致します。

II. 病院の概要

1. 構造



2. 病床数

一般病床 720 床	救命救急センター	EICU CCU 救急病棟	20 床 24 床
	集中治療病床	GICU HCU	12 床 20 床
	その他一般病床		644 床
精神病床			16 床
合計			736 床(開院時 640 床)

3. 診療科目

内科系診療科	総合内科、循環器内科、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科、消化器内科、腎臓内科、呼吸器内科、腫瘍血液内科、感染症内科、緩和ケア内科、膠原病リウマチ内科
外科系診療科	外科・消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、歯科口腔外科
その他専門診療科	皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科頭頸部外科、放射線診断科・IVR 科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科、精神科、麻酔科・ペインクリニック科、産婦人科、小児科・小児外科

Ⅲ. 看護部の紹介

1. 基本理念

患者さんを大切にし、地域から信頼される看護を提供します

2. 基本方針

- 1) 患者さんの尊厳を守り、安全で安心な質の高い看護を提供します
- 2) 看護の専門性を発揮し、チーム医療を推進します
- 3) 地域と協働し、患者さんの生活を支えます
- 4) 自立した看護師として自己研鑽に励みます
- 5) 看護専門職として主体的に経営に参画します

3. 看護体制

1) 看護職員数

看護師 約 800 名、看護補助者 約 90 名(令和 4 年 5 月時点)

2) 各看護単位

- ・ 外来
- ・ 救命救急センター(初療室、EICU・CCU、救急病棟)
- ・ 集中治療部門(GICU、HCU)
- ・ 手術室
- ・ 5 階東病棟(腫瘍・血液内科、消化器内科)
- ・ 5 階西病棟(緩和ケア内科)
- ・ 5 階南病棟(精神科)
- ・ 6 階東病棟(小児科・小児外科、婦人科、乳腺外科)
- ・ 6 階西病棟(産科)
- ・ 7 階東病棟(整形外科、消化器内科)
- ・ 7 階西病棟(整形外科、形成外科)
- ・ 8 階東病棟(耳鼻咽喉科頭頸部外科、糖尿病・内分泌内科、脳神経外科)
- ・ 8 階西病棟(眼科、腎臓内科、循環器内科、総合内科)
- ・ 9 階東病棟(心臓血管外科、循環器内科)
- ・ 9 階西病棟(循環器内科、心臓血管外科、放射線診断・IVR 科、呼吸器外科)
- ・ 10 階西病棟(循環器内科、脳神経内科、外科・消化器外科)
- ・ 11 階西病棟(外科・消化器外科、脳神経内科)
- ・ 12 階西病棟(呼吸器内科、泌尿器科、皮膚科、歯科口腔外科)

3) 看護提供方式

パートナーシップ・ナーシング・システム(PNS[®])で看護を提供しています。PNS[®]は、看護師が安全で質の高い看護を提供することを目的に、良きパートナーとして、対等な立場で、互いの特性を活かし、相互に補完し合って、日々の看護ケアをはじめ委員会活動、病棟内の係りの仕事に至るまで、1 年間を通じて活動し、その成果と責任を共有する看護体制です。

4) 専門看護師・認定看護師

専門看護師 7 名(がん、精神、老人、母性、急性・重症患者)、認定看護師 21 名(救急、皮膚・排泄

ケア、集中ケア、緩和ケア、がん化学療法、感染管理、糖尿病、手術、摂食・嚥下障害、脳卒中リハビリテーション、がん放射線療法、慢性心不全)が在籍し、看護の質の向上と看護職員の支援、および多職種と連携してチーム医療を推進しています。

IV. 倫理的配慮

実習・研修中は以下の倫理的配慮に関する事項を遵守してください。

- ・ 病を持つ人である個人を理解し、配慮に努める
- ・ 患者理解の上で、自ら行う行動に対し十分な説明を行い、信頼関係の構築に努める
- ・ 自らが行える範囲を理解し、自らの行動に対しての責任を持つ
- ・ ベッドサイドは患者のプライベートスペースであり、プライバシーへの配慮に努める
- ・ 患者の心無い言葉や態度を受けた場合は速やかに報告を行い、自らを守る行動をとる
- ・ 実習・研修期間中の健康管理に努める

V. 医療安全

実習・研修中は以下の医療安全に関する事項を遵守してください。

1. 安全な医療提供と個人情報保護について

1) 患者を正しく識別する

- (1) 患者にフルネームを名乗ってもらい確認する
- (2) 患者が装着しているネームバンドで確認する

2) コミュニケーションを有効に行う

- (1) 自分の言動に責任を持つ
- (2) 報告・連絡・相談をタイムリーに行う

3) 患者の身の安全を守る

- (1) 目の前で事故が発生したら、速やかに助けを求める
- (2) 転倒転落の予防策のため環境整備を行う
 - ・ 患者に合わせてベッドの高さを調整する
 - ・ ベッドのストッパーが固定されているか確認する
 - ・ ベッド柵を設置する
 - ・ 適切な照明に調整する
 - ・ 床が濡れていればすぐにふき取る、もしくは近くのスタッフに声をかける
 - ・ 患者の歩行を妨げるコード類・障害物は置かない
 - ・ スリッパなど転倒しやすい履きものではなく靴を履いてもらう
 - ・ ナースコールは患者が押しやすい位置に設置する

4) 個人情報保護

実習生・研修生は医療チームの一員とみなされているため、医療者と同様に守秘義務や個人情報保護に対する責任を負っています。実習・研修中に知り得た個人情報は第三者に漏らさず、記録物の紛失・散逸や目的外の使用、不適切な破棄等を行わないよう留意し、個人情報保護に努めなければなりません。

- ・ 診療記録の閲覧は受け持ち患者に限る
- ・ 診療記録の閲覧は指定された場所のみで行う
- ・ 実習生・研修生のIDとパスワードは個人の責任において管理する

- ・ いかなる場合でも自分のIDとパスワードを他者に教えたり、他者のIDとパスワードで閲覧しない
 - ・ 閲覧終了後は直ちにログアウトする。その場を離れるときも同様である
 - ・ 医療者がログインしている場合は、その状態で閲覧しない
 - ・ 電子カルテをプリントアウトしたり、カメラで接写しない
 - ・ 記録物を紛失した場合は、速やかに教員もしくは看護師長に報告する
 - ・ 記録物は原則病院外に持ち出さない。持ち出す場合は教員の許可のもととする
 - ・ SNS への投稿は行わない
 - ・ 病院で知り得た情報は、電車やバスなどで話さない
- 5) 受け持ち患者の同意について
- 実習生が患者を受け持つにあたっては、看護師長が患者・家族に対して、実習生による看護ケアの提供は拒否できること、同意した後であっても拒否することが可能であること、拒否によって診療、看護ケア等における不利益を被ることはないこと、学習上の必要により診療記録を閲覧すること、個人情報保護に努めることを説明し、署名による同意を得ます。同意書は患者へ1部手渡し、病棟・教育機関が1部ずつ保管します。
- 6) パンフレットなど配布物に対する取り扱い
- ・ 患者指導の場面でパンフレット等を使用する場合は、教員の指導のもと作成し、臨地実習指導者・担当看護師、または看護師長に了解を得てから患者に提供する
 - ・ 作成した物には、教育機関名・学年・学生名、日付を記載する
- 7) 事故発生時の対応
- 事故やヒヤリハット事例が発生した場合、実習・研修中の事故およびヒヤリハット発生時の報告手順(図)に基づき速やかに報告してください。
- ・ 事故とは故意又は過失の有無を問わず、学生が実習・研修中に施設や対象者に損害を与えた場合や、不適切な患者等の情報・プライバシーの取り扱いが行われた場合等をいう
 - ・ ヒヤリハットとは実際には事故には至らなかったが、重大な事故になっていた可能性がある場合をいう

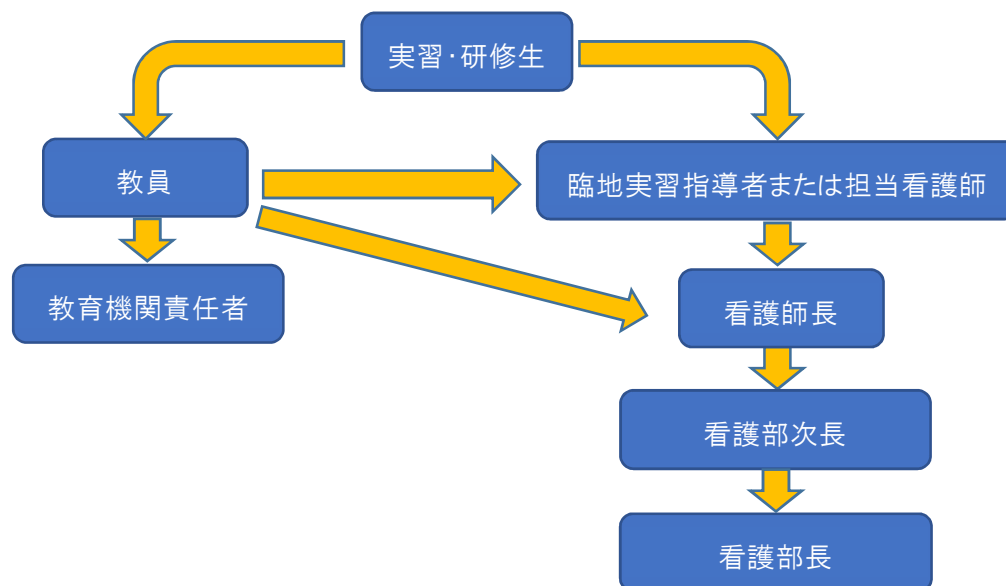


図 実習・研修中の事故およびヒヤリハット発生時の報告順序

2. 災害時の対応について

1) 地震発生時の初期行動

- (1) テーブル、机、カウンターの下に体をかかめる(潜る)
- (2) 動かないものにつかまり、かがんで頭部を保護する
- (3) 地震がおさまったら教員、看護師に安否を報告し、指示に従って行動する



通路誘導灯・避難口誘導灯

2) 火災発生時の初期行動

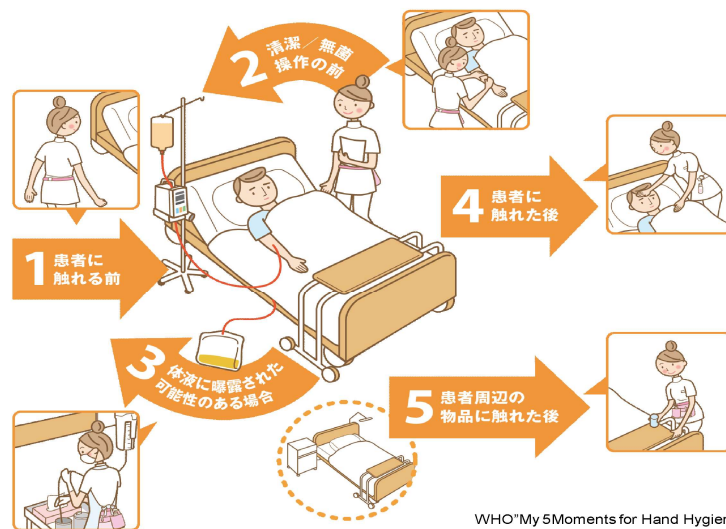
- (1) 火災現場を発見した場合、大声で周囲へ火災発生を知らせ応援を求める
- (2) 火災現場近くにいる患者を速やかに火元から遠ざける
- (3) 教員、看護師に安否を報告し、指示に従って行動する

VI. 感染対策

実習・研修中は院内規定の感染対策に関する事項を遵守してください。

1. 手指衛生

手指衛生が必要な5つの場面



WHO "My 5 Moments for Hand Hygiene" より
<https://med.saraya.com/member/dl/dl.php>

- ・ 上記図のタイミングで手指衛生を行う(手指消毒剤の携帯を推奨)
- ・ 手指衛生は擦式手指消毒を第一選択とする
- ・ 目に見える汚れがある時や、排泄物等の処理を行った時は、流水と石けんによる手洗いをを行う

方法

1) 擦式アルコール製剤による手指消毒

- ・ 所要時間: 15~30 秒



2) 流水と石けんによる手洗い

石けんで擦るのと同じぐらいの時間をかけて流水ですすぐ

- ・ 所要時間: 30~60 秒



2. 個人防護具

- ・血液や体液などに触れたり飛散を受ける場合は手袋・マスク・エプロン・ゴーグル等を適切に使用する

3. 廃棄物

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいた当院の規定に従い適切な処理を行う。

4. 針刺し・切創/血液・体液曝露防止対策

- ・血液・体液が付着したものに触れる可能性がある場合は、手袋を着用する
- ・針などを取り扱う際は、手袋を着用し、使用後速やかに廃棄する(携帯用針廃棄容器を使用する)

5. 血液・体液曝露発生時の対応(もし血液曝露してしまったら…)

- ・直ちに曝露部位を流水で洗い流す
- ・すぐに処置を中止する
- ・看護師長、引率教員、臨地実習指導者に報告する

6. 感染症への対応について

ワクチンで予防できる感染症に対しては、実習開始までに既定のワクチン接種を済ませておくことを推奨します。

実習生・研修生に感染症が疑われる体調不良(発熱、嘔吐、下痢、咳嗽、発疹、結膜の充血等)が発生した場合は、直ちに医療機関を受診し診断結果を看護師長に報告してください。なお、インフルエンザ・感染性胃腸炎・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎等学校保健法に規定されている感染症の可能性のある実習生・研修生は、患者及び職員へ感染を伝播させないために、定められた自粛期間中は実習・研修に参加することはできません。

VII. 実習・研修中の注意事項

実習・研修中は以下の事項を遵守してください。

- ・備品や器具類を破損・紛失した場合はすみやかに実習・研修場所の管理者に報告する
- ・実習・研修エリア外は立ち入らない
- ・食事等で発生したゴミは持ち帰る
- ・私語を慎む
- ・体調不良・事故発生時等は、すみやかに申し出る
- ・清潔感のある服装を心掛け、必ず名札を着用する

VIII. その他

- ・コピーはメディアライブラリー内のコピー機を使用する
- ・コピー機を使用した場合は、使用枚数を教員に必ず申告する
- ・教員が同行しない場合は、実習・研修終了時に自ら総務課に申告する
- ・実習・研修中に使用する看護備品(血圧計、パルスオキシメーター、体温計など)は、教育機関が準備する
- ・記録場所はメディアライブラリー、もしくは病棟の学生カンファレンス室を使用する
- ・食事場所はメディアライブラリー、もしくは病棟の学生カンファレンス室を使用する